

令和元年度決算に係る財政健全化判断比率(詳細)

比率: %、単位: 千円

$$(1) \text{ 実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

黒字の場合の正式な発表は、“－”(バー)のみとなります。()の表記は参考数値です。
本市の一般会計等の実質収支額は黒字であるため、算定式の分子の数値はマイナス表示としてあります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{—} \\ \hline (\Delta 9.84) \\ \hline \end{array} = \frac{\Delta 4,280,185}{43,455,749}$$

一般会計等が黒字決算のため、比率は負の値を示し、早期健全化基準11.38%、財政再生基準20.00%を下回っています。財政状況は良好と判断できます。

$$(2) \text{ 連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

黒字の場合の正式な発表は、“－”(バー)のみとなります。()の表記は参考数値です。
本市の一般会計等の実質収支額は黒字であるため、算定式の分子の数値はマイナス表示としてあります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{—} \\ \hline (\Delta 26.73) \\ \hline \end{array} = \frac{\Delta 11,617,481}{43,455,749}$$

連結すべき全会計が黒字決算のため、比率は負の値を示し、早期健全化基準16.38%、財政再生基準30.00%を大きく下回っています。連結決算においても財政状況は良好と判断できます。

$$(3) \text{ 実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金※)} \\ - \text{(特定財源) - (元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

※ 準元利償還金 = 公営企業債償還繰入金 + 組合等地方債償還負担金 + 準公債費債務負担行為額

3か年平均

$$0.3 = \frac{(\text{元}0.49186 + \text{30}0.33983 + \text{29}0.27557)}{3}$$

令和元年度単年度

$$0.49186 = \frac{(3,019,256 + 757,404 + 66,403 + 358,498 + 0) - 1,453,817 - 2,546,528}{43,455,749 - 2,546,528}$$

地方債の元利償還金等と公営企業債分の繰入金、公債費に準じた債務負担行為額等の合計額が適正規模であるため、早期健全化基準25.0%、財政再生基準35.0%を下回っており、地方債借入れ等の状況は良好と判断できます。

$$(4) \text{ 将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{将来負担額※} - \text{(充当可能基金額 + 特定財源見込額)} \\ + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \end{array}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

負の値の場合、正式な発表は、“－”(バー)のみとなります。()の表記は参考数値です。
※ 将来負担額 = 地方債現在高 + 債務負担行為支出額 + 公営企業債繰入額 + 組合等地方債負担額 + 退職手当負担額 + 土地開発公社負債負担額 + 第三セクター負債負担額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{—} \\ \hline (\Delta 66.3) \\ \hline \end{array} = \frac{(19,434,449 + 34,404 + 10,766,136 + 69,727 + 6,044,137 + 0 + 0) - (27,797,801 + 13,852,488 + 21,849,665)}{43,455,749 - 2,546,528}$$

将来負担額に対し、充当可能な基金額や都市計画税などの特定財源等の合計額が多いので、比率は負の値を示し、早期健全化基準の350.0%を大きく下回っています。負債の総額が少なく、充当する財源が多いことにより、現時点での将来における財政状況の見込は良好と判定できます。

(5) 資金不足比率	=	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$
------------	---	--------------------------------------

資金不足が発生していない場合、発表は“—”(バー)で表されます。

I 法適用企業(地方公営企業法の適用を受ける公営企業会計)

① 水道事業会計

—	=	$\frac{1,022,034 - 5,658,857}{2,908,725 - 4,742}$	=	$\frac{\triangle 4,636,823}{2,903,983}$
---	---	---	---	---

資金の不足額＝流動負債－流動資産 事業の規模＝営業収益－受託工事収益

※流動負債＝流動負債－控除企業債等－控除額等

※流動資産＝流動資産＋貸倒引当金

② 下水道事業会計

—	=	$\frac{777,721 - 1,048,356}{1,512,577 - 0}$	=	$\frac{\triangle 270,635}{1,512,577}$
---	---	---	---	---------------------------------------

資金の不足額＝流動負債－流動資産 事業の規模＝営業収益－受託工事収益

※流動負債＝流動負債－控除企業債等－控除額等

※流動資産＝流動資産＋貸倒引当金

II 法非適用企業(法適用以外の公営企業会計)

① 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計

—	=	$\frac{1,952,226 - (2,016,509 - 58,020) - 0 + 723,446 + 1,274,140}{618,498 - 0}$	=	$\frac{\text{「0」と算定(注)}}{618,498}$
---	---	--	---	------------------------------------

資金の不足額＝歳出額－(歳入額－繰越財源)－土地収入見込額※＋地方債残高＋他会計長期借入金

(注) 上記算定式において※までを計算し結果が負の値となったときは、さらに地方債残高及び他会計長期借入金を算入する。ただし、この結果、資金の不足額>0となる場合は、これを「0」と算定する。

事業の規模＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

すべての公営企業会計において資金不足は発生していません。各会計とも、経営健全化基準の20.00%を下回り、財政状況は良好と判断できます。